

平成23年9月27日
第2321号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 行政文書の公開の実施状況の公表（406・広報広聴課）……………1
- 秋田県個人情報保護条例の運用状況の公表（407・広報広聴課）……………2
- 定期種畜検査による種畜証明書の交付（408・畜産振興課）……………5
- 土地収用法による事業の認定（409・建設管理課）……………7
- 建設業の許可の取り消し（410・山本地域振興局総務企画部）……………9
- 都市計画事業の認可（411・秋田地域振興局建設部）……………9
- 道路の供用開始（412・平鹿地域振興局建設部）……………9

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）……………10
- 選挙管理委員会告示
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定（88）……………10

告 示

秋田県告示第406号

秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）第32条の規定により、平成22年度における行政文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 行政文書の公開請求件数及び公開に関する決定の状況

実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 （ 件 数 ）			
		公 開	部 分 公 開	非 公 開	
知 事	総 務 部	2,184	2,044	137	3
	企 画 振 興 部	335	158	34	143
	健 康 福 祉 部	859	743	114	2
	生 活 環 境 部	105	63	36	6
	農 林 水 産 部	612	557	53	2
	産 業 労 働 部	182	162	11	9
	建 設 交 通 部	2,911	2,806	57	48
	出 納 局	526	499	15	12
	小 計	7,714	7,032	457	225
議 会	253	91	160	2	
教 育 委 員 会	164	105	35	24	
選 挙 管 理 委 員 会	140	13	94	33	

人 事 委 員 会	2	2	0	0
監 査 委 員	2	2	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0
警 察 本 部 長	118	88	28	2
労 働 委 員 会	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人	0	0	0	0
計	8,393	7,333	774	286

2 不服申立ての状況

実施機関の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったものは、次のとおりである。

諮問番号	不服申立て 年月日	件 名	秋 田 県 情 報 公 開 審 査 会			不服申立てに対する決定 又は裁決	
			諮問年月日	答申年月日	答申内容	年 月 日	内 容
96	平成22年 3月1日	火災事件報告及び 火災事件捜査・見 分結果の部分公開 決定処分に対する 審査請求	平成22年 3月25日	平成22年 8月24日	「建物所有者の氏名」 は公開すべき (答申第58号)	平成22年 9月15日	一部認容
97	平成22年 8月11日	交通法令違反に関 する文書の部分公 開決定処分に対す る審査請求	平成22年 9月2日	平成23年 2月8日	部分公開決 定は妥当 (答申第59号)	平成23年 2月23日	棄却

備考 平成22年度に秋田県情報公開審査会から答申がなされたもの。

秋田県告示第407号

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第50条の規定により、平成22年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 文書による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 (件 数)		
		開 示	部 分 開 示	非 開 示
総 務 部	0	0	0	0
企 画 振 興 部	0	0	0	0
健 康 福 祉 部	4	5	2	0
生 活 環 境 部	2	2	0	0

知 事	農 林 水 産 部	0	0	0	0
	産 業 労 働 部	1	0	2	1
	建 設 交 通 部	0	0	0	0
	出 納 局	0	0	0	0
	小 計	7	7	4	1
議 会	0	0	0	0	
教 育 委 員 会	0	0	0	0	
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	
監 査 委 員	0	0	0	0	
公 安 委 員 会	0	0	0	0	
警 察 本 部 長	9	0	19	0	
労 働 委 員 会	0	0	0	0	
収 用 委 員 会	0	0	0	0	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	
地 方 独 立 行 政 法 人	0	0	0	0	
計	16	7	23	1	

備考 1の請求に対して複数の決定をすることがあるため、請求件数と決定件数は、必ずしも一致しない。

2 口頭による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 (件 数)			
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	
知 事	総 務 部	0	0	0	0
	企 画 振 興 部	0	0	0	0
	健 康 福 祉 部	39	39	0	0
	生 活 環 境 部	5	5	0	0
	農 林 水 産 部	0	0	0	0
	産 業 労 働 部	11	11	0	0
	建 設 交 通 部	4	4	0	0
	出 納 局	0	0	0	0
	小 計	59	59	0	0

議 会	0	0	0	0
教 育 委 員 会	5,238	5,238	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0
人 事 委 員 会	161	161	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0
警 察 本 部 長	0	0	0	0
労 働 委 員 会	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人	216	216	0	0
計	5,674	5,674	0	0

3 訂正の請求の状況

実施機関が保有する個人情報の訂正の請求は、なかった。

4 是正の申出の状況

実施機関が保有する個人情報の取扱いの是正の申出は、なかった。

5 事業者に対する指導状況

事業者に対する指導及び助言、説明又は資料の提出の要求、是正の勧告並びに事実の公表は、なかった。

6 不服申立ての状況

実施機関の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったものは、次のとおりである。

諮問番号	不服申立て 年月日	件 名	秋 田 県 個 人 情 報 保 護 審 査 会			不服申立てに対する決定 又は裁決	
			諮問年月日	答申年月日	答申内容	年 月 日	内 容
21	平成22年 1月29日	児童虐待事案に係る 受付相談票及び指導経過記録の 非訂正決定処分に対する異議申立て	平成22年 2月5日	平成22年 9月1日	非訂正とした決定は 妥当 (答申第25号)	平成22年 9月21日	棄却
22	平成22年 4月16日	児童虐待事案に係る 受付相談票及び指導経過記録の 非訂正決定処分に対する異議申立て	平成22年 4月27日	平成22年 9月1日	非訂正とした決定は 妥当 (答申第25号)	平成22年 9月21日	棄却
23	平成22年 4月16日	児童虐待事案に係る 受付相談票及び指導経過記録の 非訂正決定処分に対する異議申立て	平成22年 4月27日	平成22年 9月1日	非訂正とした決定は 妥当 (答申第25号)	平成22年 9月21日	棄却
24	平成22年	児童虐待事案に係	平成22年	平成22年	非訂正とし	平成22年	棄却

	4月16日	る受付相談票及び指導経過記録の非訂正決定処分に対する異議申立て	4月27日	9月1日	た決定は妥当 (答申第25号)	9月21日	
25	平成22年 5月14日	児童虐待事案に係る報告書の非訂正処分に対する審査請求	平成22年 5月27日	平成22年 9月1日	非訂正とした決定は妥当 (答申第26号)	平成22年 9月9日	棄却

備考 平成22年度に秋田県個人情報保護審査会から答申がなされたもの。

秋田県告示第408号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の本文の規定による平成23年度定期種畜検査の結果、次のとおり種畜証明書を交付した旨農林水産大臣から通報があったので、同法8条第2項の規定に基づき、公示する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

種畜 証明書 番号	名 前 (登録・登記番号)	品 種	生年月日 体高	産地	血統		所有者 の区分	飼養者の住所氏名
					父	母		
平23 秋田県1 第1号	滝波 (日短本1476)	日本短角種	H14.3.6	岩手県 下閉伊郡 川井村	滝昭91009		農協有	秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
			148.0cm		なみきよ			
平23 秋田県1 第2号	初星 (日短本1459)	日本短角種	H13.3.10	岩手県 岩手郡 玉山村	琴星		農協有	秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
			148.0cm		はつひめ			
平23 秋田県1 第3号	辰桜 (日短本1555)	日本短角種	H19.3.23	岩手県 下閉伊郡 岩泉町	辰郎		農協有	秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
			148.0cm		さくらひめ			
平23 秋田県1 第4号	清里ET I (日あ繁殖134)	褐毛和種	H16.2.16	熊本県 玉名郡 横島町	第十四光重		独立行政 法人有 (貸付)	秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
			152.0cm		たまなみ			
平23 秋田県1 第5号	銀義福 (全和黑4869)	黒毛和種	H17.1.22	秋田県 大仙市	義安福		県有	秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
			151.0cm		もんきた2			
平23 秋田県1 第6号	来満糸平茂 (全和黑13750)	黒毛和種	H14.9.21	秋田県 鹿角市	来満菊安		個人有	鹿角市花輪字月竹沢50-2 田中茂男
			150.0cm		はなたけ			
平23 秋田県1 第7号	道逢6 (日短本1568)	日本短角種	H19.10.9	青森県 上北郡 七戸町	杉悦2277		農協有	秋田市中通六丁目7-9 秋田県畜産農業協同組合
			144.0cm		あうすな272			
平23 秋田県1 第8号	栃照 (全和黑14031)	黒毛和種	H16.5.29	秋田県 由利 本荘市	美津照		県有	大館市根下戸字新町7-22 あきた北農業協同組合
			148.0cm		とちにしき			
平23 秋田県1 第9号	奥花美 (全和黑14144)	黒毛和種	H17.7.25	青森県 上北郡 七戸町	松福美		市有	北秋田市花園町19-1 北秋田市長
			140.0cm		ながまれ395			
平23 秋田県1 第10号	正神福 (全和黑13726)	黒毛和種	H14.3.7	秋田県 仙北郡 千畑町	牧福		県有	北秋田市花園町19-1 北秋田市長
			149.0cm		さり5			
平23 秋田県1 第11号	ゼンノーデー01 07-3382 (日豚D種41545)	デュロック種	H19.10.2 95.0cm	岩手県 岩手郡 雫石町	ゼンノーデー 01 06-12 ゼンノーデー 01 05-143	その他	由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社由 利本荘SPF豚センター	
平23 秋田県1 第12号	ゼンノーデー01 09-2531 (日豚D種42279)	デュロック種	H21.7.29 93.0cm	岩手県 岩手郡 雫石町	ゼンノーデー 01 05-1934 ゼンノーデー 01 06-2359	その他	由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社由 利本荘SPF豚センター	

平23 秋田県1 第13号	ゼンノーデー01 09-2743 (日豚D種42280)	デュロック種	H21.9.1 92.0cm	岩手県 岩手郡 雫石町	ゼンノーデー 01 07-3946 ゼンノーデー 01 07-3949	その他	由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社由 利本荘SPF豚センター
平23 秋田県1 第14号	ゼンノーデー01 10-3864 (日豚D種42388)	デュロック種	H22.1.28 85.0cm	岩手県 岩手郡 雫石町	ゼンノーデー 01 07-3946 ゼンノーデー 01 07-3872	その他	由利本荘市中俣字餅田49番地 全農畜産サービス株式会社由 利本荘SPF豚センター
平23 秋田県1 第15号	篤桜 (全和黑原4331)	黒毛和種	H13.3.12 150.0cm	秋田県 由利 本荘市	平茂勝 ふじひめ4	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県1 第16号	龍平 (全和黑原4454)	黒毛和種	H14.7.2 150.0cm	秋田県 大仙市	平茂勝 たにみや2	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県1 第17号	松昭秀 (全和黑13860)	黒毛和種	H15.3.13 148.0cm	秋田県 大仙市	松福美 ふくひで	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県1 第18号	堅義 (全和黑原4720)	黒毛和種	H16.4.20 149.0cm	秋田県 大仙市	義安福 きたぎく	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県1 第19号	義平 (全和黑原4868)	黒毛和種	H17.2.3 149.0cm	秋田県 大仙市	義安福 あんみつひめ	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県1 第20号	杉若丸 (全和黑原4910)	黒毛和種	H17.8.26 148.0cm	秋田県 由利 本荘市	義安福 ふくこ	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県1 第21号	義平福 (全和黑原5055)	黒毛和種	H18.4.17 156.0cm	秋田県 雄勝郡 羽後町	義安福 ふくかつ	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県1 第22号	篤福 (全和黑原5054)	黒毛和種	H18.7.2 148.0cm	秋田県 仙北市	篤桜 ふくよし	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県1 第23号	篤隼福 (全和黑原5219)	黒毛和種	H19.10.8 145.0cm	秋田県 大仙市	篤桜 はやふく	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県1 第24号	アキ 07 ハヤチネ 177-937 (日豚W種39069)	大ヨーシャー種	H20.1.19 91.0cm	秋田県 大仙市	アキ 04 ハヤ チネ614 アキ 05 ハヤ チネ1055-785	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県1 第25号	サクラ 201 アキ 07-582-350 (日豚D種41454)	デュロック種	H19.7.8 97.3cm	秋田県 大仙市	サクラ 201 ア キ04-953-305 サクラ 201 ア キ04-1969-445	県有	大仙市神宮寺字海草沼谷地13-3 秋田県農林水産技術センター畜産 試験場
平23 秋田県1 第26号	安平茂勝1 (全和黑原5015)	黒毛和種	H18.7.11 145.8cm	島根県 鹿足郡 津和野町	安平 ふくひら	個人有	仙北市西木町上荒井字古 堀田172 伊藤則夫
平23 秋田県1 第27号	奥茂晴 (全和黑14199)	黒毛和種	H17.3.5 153.0cm	青森県 上北郡 七戸町	平茂晴 えりこ	市有	大仙市大曲花園町1-1 大仙市長栗林次美
平23 秋田県1 第28号	D123	デュロック種	H18.7.27 123.0cm	新潟県 長岡市	D32-16 DS2121	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1 有限会社アークベテリナリーサー ビス
平23 秋田県1 第29号	D124	デュロック種	H18.7.27 122.0cm	新潟県 長岡市	D32-16 DS2121	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1 有限会社アークベテリナリーサー ビス
平23 秋田県1 第30号	D126	デュロック種	H19.1.7 121.0cm	新潟県 長岡市	D30-12 DB2115	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1 有限会社アークベテリナリーサー ビス

平23 秋田県1 第31号	D129	デュロック種	H20.1.5	新潟県 長岡市	D24-36	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1 有限会社アークベテリナリーサー ビス
			120.0cm		DP2366		
平23 秋田県1 第32号	D130	デュロック種	H20.1.6	新潟県 長岡市	D30-18	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1 有限会社アークベテリナリーサー ビス
			123.0cm		DY2280A		
平23 秋田県1 第33号	D3	デュロック種	H21.8.13	新潟県 長岡市	D30-21	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1 有限会社アークベテリナリーサー ビス
			110.0cm		DR2689		
平23 秋田県1 第34号	D4	デュロック種	H21.8.19	新潟県 長岡市	D30-25	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1 有限会社アークベテリナリーサー ビス
			105.0cm		DB2258G		
平23 秋田県1 第35号	D5	デュロック種	H22.1.9	新潟県 長岡市	D31-26	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1 有限会社アークベテリナリーサー ビス
			100.0cm		DG2569		
平23 秋田県1 第36号	D6	デュロック種	H22.6.8	新潟県 長岡市	D13-82	その他	横手市平鹿町下吉田字高口東4番 地1 有限会社アークベテリナリーサー ビス
			73.0cm		DB2233		

秋田県告示第409号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定に基づき、告示する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 起業者の名称 日本赤十字社
- 2 事業の種類 秋田赤十字病院ドクターヘリ導入に関連する駐車場拡張事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 秋田県秋田市上北手猿田字苗代沢地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

平成23年7月25日付けで日本赤十字社より申請のあった秋田赤十字病院ドクターヘリ導入に関連する駐車場拡張事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第24号に掲げる医療法（昭和23年法律第205号）による公的医療機関に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である日本赤十字社では、常任理事会において施設整備につき承認されており、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、同社秋田県支部は平成23年度秋田赤十字病院医療施設特別会計予算において、本件事業に関する必要な財源措置を講じている。

以上により本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本件事業は、ドクターヘリ導入に伴う関連施設が現駐車場に設置されることから、その代替のために新たに駐車場を整備する事業である。

起業者が開設し運営している秋田赤十字病院（以下「当病院」という。）は、日本赤十字社が全国に展開している92病院の一つであり、大正3年に東北・北海道地方では初めての赤十字病院として秋田市上中城町（現千秋久保田町）に開設された。その後、秋田市東根小屋町（現中通六丁目）、秋田市中通一丁目と2度の移転をしている。

昭和40年代頃から、自家用車の普及が急速に進むにつれ、車での通院、送迎が多くなった。また、秋田駅前の厳しい交通渋滞から、寸刻を争う搬送を望む救急医療の関係者からはその対策の必要性も指摘されていたため、

広い駐車場を有する郊外型医療施設の建設が検討され、平成10年7月に診療科目21科、病床数496床を有する総合病院として、秋田市上北手猿田字苗代沢に移転新築した。

当病院は秋田県唯一の救命救急センターであるとともに総合周産期母子医療センター、災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院等に指定され、秋田県における中核的医療施設として地域医療に大きく貢献している。

当病院は秋田市中心部にある秋田駅の南方約4キロメートルに位置し、公共交通機関を利用し通院する場合は、秋田駅東口から秋田中央交通のバスを利用する。地域によっては乗り換えが必要であり、バスの利便が必ずしも良くない。むしろ、通院等にはその利便性から、ほとんどの来院者が自家用車を利用している。

現在の当病院の駐車可能台数は968台であるが、その他に隣接する日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学（以下「秋田看護大学」という。）から50台分の駐車場を借り上げしている。しかしながら、外来患者がピークとなる午前中の時間帯には、駐車場に入りきれない100台程度の車が敷地に隣接している市道に駐車している日もあり、交通渋滞を引き起こし、周辺住民への交通安全上の対策も必要とされ、特に積雪・凍結が想定される冬期間の対応に苦慮している。

こうした状況に加え、新たに秋田県の地域医療再生計画（以下「地域医療計画」という。）によるドクターヘリを導入することに伴い、現駐車場敷地内にヘリコプターの格納庫等関連施設を整備することにより駐車スペースが約100台分減少する。さらに秋田看護大学からは4年生大学の開学により借り上げ駐車場の50台分の返還要請がなされており、合計で250台分の駐車スペースを確保する必要がある。

本件事業が完成することにより、ドクターヘリ導入により減少する駐車スペースの確保、患者に不便を強いている駐車場不足の改善及び交通渋滞等周辺住民への迷惑の解消に大きく寄与するものである。

以上のとおり、本件事業により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び秋田県環境影響評価条例（平成12年条例第137号）による環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業地内には、周辺の動植物をはじめ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に指定される希少な野生動植物の生息及び植生は確認されていない。

さらに、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

また、起業者は事前に近隣住民へ作業内容の十分な説明を行うとともに、低騒音型の建設機械を用いる等周辺の環境に配慮するよう努めることとしている。

以上のことから、生活環境、自然環境に与える影響は少ないものであり、失われる利益は軽微なものと認められる。

ウ 複数案の検討

本件事業の施行に当たっては、申請案のほか、現駐車場敷地内に立体駐車場を整備する案及び病院敷地内の造成工事を行う案があるが、

- (ア) 事業に必要な面積が確保できること
- (イ) 工事の施工が容易であること
- (ウ) 駐車場完成後の維持管理
- (エ) 事業費の総合的な経済性

等の基準により3案を比較検討したところ、いずれにおいても申請案が優れており、本件事業の起業地は最も適当であると認められる。

エ 事業計画の合理性

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量すると、本件事業の実施により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)で述べたとおり、現駐車場は、恒常的に不足しており、患者に不便を強いている現状及び交通渋滞等周辺住民への迷惑を解消するため、できるだけ早期に整備する必要がある。

また、地域医療計画では救急医療体制を強化するため、ドクターヘリを導入し、重篤な救急患者の搬送時間の短縮を図ることが大きな目標であり、平成24年1月の運行開始を目指している。

よって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、拡張する駐車場敷地として事業計画に必要な範囲と認められる。

さらに、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

ウ 本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

秋田市建設部建設総務課

秋田県告示第410号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年9月14日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社昇和
山本郡三種町豊岡金田字一の沢69番地45
代表取締役 池 内 伸 夫
秋田県知事許可（般-23）第80230号
- 3 処分の内容
管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年9月14日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第411号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 施行者の名称 秋田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
秋田都市計画道路事業 3・4・66号 千秋久保田町線
- 3 事業施行期間
平成21年8月25日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成21年秋田県告示第390号の事業地のうち、秋田市千秋久保田町地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし

秋田県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
	浅舞醍醐線	横手市平鹿町醍醐字下村123番1地先から字沖野13番29まで

県 道		
	浅舞醍醐線	横手市平鹿町醍醐字上醍醐58番3地先から字四ツ屋14番まで

- 2 供用開始の期日 平成23年9月27日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成23年9月27日から同年10月11日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から申請があった定款変更について、平成23年9月15日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

選挙管理委員会告示

秋選管告示第88号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することができる施設を次のとおり指定した旨井川町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年9月27日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 年 月 日
井川町コミュニティセンター	秋田県南秋田郡井川町菴田字柳町36番地	平成23年9月1日
大台地区生活改善センター	秋田県南秋田郡井川町井内字桂畑62番地1	平成23年9月1日
綱木沢地区生活改善センター	秋田県南秋田郡井川町寺沢字綱木沢145番地2	平成23年9月1日
泉岳地区集会所	秋田県南秋田郡井川町宇治木字伊勢堂45番地	平成23年9月1日
浜井川地区集会所	秋田県南秋田郡井川町浜井川字家ノ東425番地2	平成23年9月1日
井内児童館	秋田県南秋田郡井川町井内字杉ヶ崎127番地	平成23年9月1日
今戸児童館	秋田県南秋田郡井川町今戸字家ノ後83番地1	平成23年9月1日
横岡児童館	秋田県南秋田郡井川町坂本字横岡27番地2	平成23年9月1日
飛塚児童館	秋田県南秋田郡井川町坂本字飛塚24番地	平成23年9月1日
井川町民体育館	秋田県南秋田郡井川町坂本字山崎19番地	平成23年9月1日
井川町民武道館	秋田県南秋田郡井川町坂本字山崎19番地	平成23年9月1日
井川町老人福祉センター	秋田県南秋田郡井川町寺沢字綱木沢145番地1	平成23年9月1日
井川町定住促進センター	秋田県南秋田郡井川町浜井川字二階102番地	平成23年9月1日

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購 読 料 金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号